

厚木市行政評価委員会設置規程

(設置)

第1条 行政評価を実効性あるものとするため厚木市行政評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 厚木市行政評価の実施に関すること。
- (2) 行政評価の最終評価に関すること。
- (3) 最終評価に基づく予算事務事業の取扱いに関すること。
- (4) 厚木市行政評価と予算、計画との連携に関すること。
- (5) その他行政評価の推進に必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員により組織する。

- (1) 委員長は、企画部を担当する副市長をもって充て、副委員長は、他の副市長及び教育長をもって充てる。
- (2) 委員は、理事、企画部長、総務部長、財務部長、都市みらい部長、都市インフラ整備部長及び教育部長をもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員等の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員等以外の者を委員会の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、企画政策課、行政経営課及び財政課が共同して当たるものとし、行政経営課が事務局を代表するものとする。

- 2 委員会の事務局は、委員会が行う最終評価に必要な取りまとめを行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。